

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 1,130,000 千円

(歳出)

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 12,907,103 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	139,781	31,696		493	20,321	87,271
	児童福祉事業	4,832,698	3,299,026		90,441	272,567	1,170,664
	母子福祉事業	567,848	224,014		67	64,924	278,843
	高齢者福祉事業	238,058	1,519		141,272	17,992	77,275
	障害者福祉事業	2,433,340	1,680,520		45,617	133,562	573,641
	生活保護事業	1,144,502	846,049			56,366	242,087
	小計	9,356,227	6,082,824		277,890	565,732	2,429,781
社会保険	国民健康保険事業	642,473	326,362			59,701	256,410
	高齢者医療事業	954,757	142,514		752	153,258	658,233
	介護保険事業	1,059,403	35,151			193,440	830,812
	年金事業	396	396				
	小計	2,657,029	504,423		752	406,399	1,745,455
保健衛生	医療対策事業	293,765	822			55,324	237,619
	予防対策事業	510,677	13,223		28,673	88,534	380,247
	保健指導事業	89,405	5,045		10,172	14,011	60,177
	小計	893,847	19,090		38,845	157,869	678,043
合計	12,907,103	6,606,337		317,487	1,130,000	4,853,279	